

平成

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第六号)

二十一年

平成二十一年十二月二十一日(月曜日)

議事日程(第九号)

平成二十一年十二月二十一日 午前十時開議

日程第

一 議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について

議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定について

議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正について

議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について

議第八十五号 和解について

議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について

第二 議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定について

議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正について

議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正について

議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正について

- 議第八十四号 財産の取得について
- 議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について
- 議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定について
- 議第九十号 市道路線の変更について
- 議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)の議定について
- 議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第九十五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第四 議第九十六号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第五 同第九号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第六 推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第七 同第十一号 五條市監査委員の選任について
- 第八 発議第十号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第九 発議第十一号 五條市立二見保育所の休所の中止を求める決議
- 第十 発議第十二号 奈良県立五條病院の充実を求める意見書
- 第十一 発議第十三号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一番 福 塚 実

欠席議員（一名）

説明のための出席者

市長  
副市長  
教育長職務代行者教育部長  
市長公室長

吉 榮 吉  
野 林 田  
晴 勝 辰  
夫 美 雄

辰 巳 信 也

十三番  
土  
井  
康  
嗣

十五番  
十四番  
十二番  
十一番  
十番  
九番  
八番  
七番  
六番  
五番  
四番  
三番  
二番

田 大 花 峯 山 益 池 藤 川 太 堀 吉 山  
原 谷 谷 林 田 田 上 富 村 田 川 田 口  
清 龍 昭 宏 澄 吉 輝 美 家 好 浩 雅 耕  
孝 雄 典 政 雄 博 雄 子 廣 紀 美 範 司

事務局職員出席者

事務局長 川 西 敏 美  
 事務局次長 乾 旬 美  
 事務局係長 西 峯 久 美  
 事務局主任 笹 谷 豊 美  
 速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

総務部長 森 本 敏 弘  
 都市整備部長 森 本 元 三  
 生活産業部長 上 田 卓 司  
 健康福祉部長 水 脇 正 雄  
 上下水道部長 辻 本 衛 司  
 消防本部次長 山 田 善 久  
 会計管理者 上 孝 男  
 西吉野支所長 福 井 純 二  
 大塔支所長 土 井 祥 嗣  
 監理管財課長 新 井 健 夫  
 企画財政課長 櫻 井 敬 三  
 市長公室次長 佐 古 憲 美  
 秘書課長 下 村 洋 美  
 庶務課長 窪 佳 秀

午後一時零分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る十五日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、議第七十三号、議第七十四号、議第七十五号、議第七十八号、議第七十九号、議第八十号、議第八十五号、議第八十六号、議第八十八号及び議第九十一号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会大谷龍雄委員長。

〔総務文教常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○総務文教常任委員長（大谷龍雄）それでは議長の許可をいただきまして、総務文教常任委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました議第七十三号から議第七十五号、議第七十八号から議第八十号、議第八十五号、議第八十六号、議第八十八号及び議第九十一号の十議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定につきましては、西吉野町及び大塔町の六箇所において市が行う携帯電話等エリア整備事業の実施に伴い、施設を利用する電気通信事業者である受益者から分担金及び使用料を徴収して、施設の設置に要する費用に充てるため、本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、分担金の額及び負担割合等について質疑があり、「事業費は一基当たり一千八百万円程度が予想され、事業費のうち国庫が三分の二、市が三分の一の負担となるが、市の負担のうち九〇パ

「セントは公共投資臨時交付金が充当され、残りは県の助成、普通交付税及び電気通信事業者が負担するもので、市民の負担はない。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設定及び管理に関する条例の制定につきましては、西吉野町及び大塔町の六箇所に携帯電話等エリア整備施設を新設するため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定につきましては、中央公民館の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めた条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、条例に定める館長その他必要な職員や、チェック機能等について質疑があり、「館長については、指定管理者に対して社会教育の学識経験者を置くよう指導するもので、その他の職員についても指定管理者が置くものである。また、チェックリストは今後考えてまいりたいが、教育方針等のレベルが低下しないよう生涯学習課において機能させ、協定書においてもチェックを心掛けてまいりたい。」との答弁がありました。また、指定管理者制度について効果的な制度であると判断する点などについて説明を求めたのに対し、「民間のノウハウを生かしてサービスの向上と経費削減を図るものであるが、金額的には、過去三箇年の費用を勘案してから事業展開についての提案を受け、内容を精査しているもので、一者の応募であっても効果の上がらないものは選定しない。」との答弁がありました。また、中央公民館の利用料等について質疑があり、「利用料金は指定管理者に納付されるが、現在と同様に利用料金の減額又は免除の規定がある。」との答弁がありました。更に、社会教育法第二十条に規定されている六項目の公民館事業との整合性等について「指定管理者が行う業務として公民館の各種事業の実施に関する業務等を規定しているが、生涯学習の機会の充実からも、協定書において更にそれらを盛り込んでまいりたい。また、現在の職員数は、館長一名、正職員三名、臨時職員一名の五名である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の改正に伴い、退職手当制度の適正化を図るもので、退職手当支払後において、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職手当の全部又は一部を返納させることができることとするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきましては、行財政改革及び幼稚園給食の更なる安全性の向上を図るため、学校給食センターで五條幼稚園及び西吉野幼稚園の給食事業を実施するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務等の必要な事項を定めた条例に改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設修繕等についてただしたのに対し、「修繕については指定管理者と教育委員会が協議し、大規模な修繕は教育委員会が行うことになるが、小規模な修繕は指定管理者が行うことになる」と考える。との答弁がありました。また、耐震性を考慮の上、施設整備も行い、精査を重ねた総合的な判断が必要であるとの意見がありました。また、図書館法第三条に規定されている九項目の事項との整合性等についてただしたのに対し、「図書館法の精神に基づいて現在も業務を行っているが、指定管理者に業務をゆだねる場合においても、法に基づき有効利用していただきたい。現在の職員数は、館長一名、正職員二名、臨時職員三名の六名である。また、指定管理料の削減に努めることなどが、前回の提案との相違点である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十五号 和解につきましては、平成二十年に訴えの提起をした阪本集会所の土地所有権確保のため、奈良地方裁判所の勧告により、競売事件の評価額五十九万円で買い受けるなど、相手方と和解しようとするもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

この後、午後零時一分に昼食休憩をとり、午後四時九分に再開いたしました。

次に、議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき管理運営団体の募集を行い、本年十一月十六日に開催された指定管理者選定委員会において候補者を選定した結果、指定管理者として西吉野町の和田自治会を、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、地元自治会が指定管理者となることについてのメリットなどについてただしたのに対し、「地元ということ、地域文化の振興に期待するところが大きく、地域の過疎化や少子高齢化についても貢献できるものと考えている。施設の管理運営についての経験はないが、法人格のある自治会でもあり、民間の文化施設や公的な社会教育施設と連携を図りながら、地域密着型の運営を期待している。」との答弁

があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき管理運営団体の募集を行い、本年十一月十三日に開催された指定管理者選定委員会において候補者を選定した結果、指定管理者としてアスカ美装株式会社を、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ三億五千六百六十二万四千円を追加するもので、障害福祉費九千八百九十九万三千円、生活保護費二千万円、妊産婦検診委託料九百万円、観光費五千六十万円、農林業施設及び公共土木施設災害復旧費一億三千百十万六千円等の増額に対し、その財源として国庫支出金、諸収入、県支出金、繰越金及び市債等をもって賄う歳入歳出予算の補正並びに現年度災害復旧事業を追加する地方債の補正で、当局から説明がありました。委員から、赤谷キャンプ場管理棟の火災について質疑があり、「本年七月十三日の午前四時ごろに作業小屋付近から出火し、管理棟、体験交流施設、作業小屋が全焼したもので、応急的な処理で夏場の対応をしてきた。出火原因は特定されなかったが、人身事故に至らずに済んだのは不幸中の幸いであるものの、今後はこのようなことが起こらないように管理体制を見直してまいりたい。今回の補正予算は、火災保険金の範囲内で施設の復旧を行うものである。」等の答弁がありました。

また、公園管理費の設計業務委託料については、事業内容や公園施設整備の在り方などについて、塵芥処理費の新施設基本構想策定業務委託料については、地元に対する説明や補正予算に計上する必要性などについて質疑があり、「設計業務委託料は、衛生センター建て替えに伴う周辺環境整備の基本構想計画作成の業務委託料であり、地元の二見地区自治連合会から出された要望の周辺環境整備の中で、防災公園や多目的広場等の避難所的な物件の建設、芝生付きスポーツ施設の設置等に対して調査をするもので、施設の周辺というだけで設置箇所については特定されていない。施設の老朽化により周辺住民には迷惑を掛けているが、本来の地元周辺環境整備は今までされておらず、建て替えに際しては是非とも環境整備の必要があると考えたもので、第一義的な建て替えについては一刻の猶予もないと考える。また、新施設基本構想策定業務委託料については、ごみ処理、ごみ処理施設整備、リサイクル施設整備、最終処分場整備の基本構想を策定することにより、今後の新施設の基本構想化を具体化し、国の補助制度に乗るためにも不可欠なものであり、事業用地選定や地元説明会にも活用する。現在、南阿田町、滝町には数回の説明を行っているが、両町から正式な同意はないものの、両町を第一候補地と考えているので、今後とも納得のいくまで説明を行いたい。みどり園については、地元と五年の延長につ



いての協議をするものである。」との答弁がありました。委員からは、「公園管理費の設計業務委託料については、一人当たりにも占める都市公園面積の目標値に対して十分な面積があるにもかかわらず、更なる公園施設の整備は納得のいかないもので、財政状況を勘案して、要望の中味を検討し、切実なものから実行すべきであり、選択肢を広げる余裕も必要である。これら二件の委託料は、緊急度からいっても、補正予算の計上は余りにも拙速であり、当初予算に計上すべき性格のものである。」との意見がありました。また、土木施設災害復旧工事費のうち路肩崩壊復旧工事の工程等についての質疑がありました。

審査終了後、意見調整のため、午後五時四十分に休憩をいたしました。

午後六時二十三分に再開しましたが、太田好紀委員ほか三人から修正案が提出され、山口耕司委員から提案の趣旨説明がありました。

その内容は、塵芥処理費の新施設基本構想策定業務委託料三百万円及び新衛生センターの周辺環境整備の基本構想策定に係る委託料二百五十万円について、いずれも事業計画そのものに反対するものではないが、緊急を要してまで今回の補正予算に計上すべきものとは考えられず、余りにも拙速な予算計上であると考えるもので、具体的には、塵芥処理費の新施設基本構想策定業務委託料三百万円と公園管理費のうち設計業務委託料二百五十万円を削ってゼロ修正とするもので、歳出の削減分五百五十万円は、繰越金を減額修正するとの内容であり、修正案を起立による採決の結果、賛成多数により修正案のとおり可決すべきものとすることに決定し、その後、修正した部分を除く原案について採決をした結果、その他の部分については全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、本案につきましては、修正可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（川村家廣）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十五日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、太田好紀議員の発言を許します。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、私は、議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正について、反対の立場から討論いたします。

ただいま総務文教常任委員長から報告がありました。議第八十号は、委員会における審査の結果、可決すべきものであるとの報告がありました。しかしながら、この条例改正案は、前回、九月定例会において、起立少数により否決したものであります。

私は、理事者側がこの議案を再度提出してくる限りは、何らかの改善策を講じたものと思っておりますが、理事者側の説明を聞く限り、全く何も変わってはおりません。

この間、市長からは、公共施設の管理に関して、指定管理者制度を導入する提案が出され、議会としては、実情や効果などを考えながら、その導入については、その都度判断をしているところでありますが、今回提案されております図書館には、図書館法で規定された、図書館奉仕のために定められた事項を実施する努めがあり、よって高い公共性が求められております。

五條市の公共施設は四百近くあるとの説明を受けておりますが、まずは、市において、設置目的や利用者、現状などを分析していただき、指定管理者制度導入に関する基準などを作成し、議会に示した上で、精査し、提案してくるべきではないかと思っております。

また、五條市の図書館には、平成十年度から「図書館協議会」が組織されており、委員の皆さんが定例的に会議を持ち、図書館の運営に誠心協力を続けてきておられます。

図書館協議会は、図書館の運営に関して、館長の諮問を受け、意見を述べることができるとされています。指定管理者制度導入に対して、現時点における委員の皆さんの意見は、全員が反対であったということ聞いております。

そうであるのならば、市長がこの改正案を提出されたことに対して、私は大変疑問でありますし、何のための図書館協議会であるのかと、そのようにすら感じております。

私は、図書館の運営に関しては、まずは、協議会の皆さんの御意見を大切にしながら、本市の実情にあった対策を講じていくことが求められていると考えております。

加えて、五條市の図書館は、昭和五十三年に建築されたものであり、既に三十一年が経過しております。

年間の利用者が二万四千人を超える施設であります。御存じのとおり、建物は老朽化しており、耐震補強もされておられません。

多くの市民の皆さんが利用される図書館を、このままの状態ですべて指定管理者に管理させることに対しては、非常に懸念するところであります。

このようなことから、私は、ただいま議題となっております議第八十号については、賛成できませんので、そのことを申し上げ、反対討論といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）次に、福塚 実議員の発言を許します。一番福塚 実議員。

〔一番 福塚 実登壇〕

○一番（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま総務文教常任委員長から報告がありました、平成二十一年度一般会計補正予算第三号の議定について、委員会の判断は修正可決であります。私は、委員会でゼロ修正されました補正予算のうち、商工費、公園管理費の設計業務委託料、二百五十万円につきましては、是非とも必要な予算であると考えますので、この修正案に対して反対の立場から討論いたします。

この二百五十万円は、現在とほぼ同じ場所に新しく衛生センターを建て替えることに伴い、必要な周辺整備の基本構想を策定するための委託料であるとの説明を受けました。

私は、先の選挙において各地区を回り、市民の皆様からいろいろな御意見をお聞かせいただきました。

私は、住民の皆さんの代弁者として、皆さんの声を行政にお届けするため、負託を受け、このたび議会に送っていただきました。

私がお聞きした、衛生センターの近隣で日々の生活を営んでおられる皆さんの声は、現在のように、においが漏れてくるようなことがない近代的な施設に一日も早く建て替えてほしいという、まったく切実なものであり、これらの声に真しに耳を傾け、こたえていくこそが、行政の責務であると考えております。

この委託料は、衛生センターの建て替えに関して、地元、二見地区の自治連合会から市に出されている要望事項である、防災公園や芝生付きのスポーツ施設設置の調査を含めた基本構想策定のための予算であります。

建て替えには、地区の皆様のご理解が不可欠であると考えたときに、財政状況が厳しい五條市においては、予算計上が可能などときに、一日も早く実現できるような判断をすることこそが必要であると考えております。

よって、この修正案には反対し、原案のとおり可決すべきであると申しまして、私の討論といたします。

議員各位には御賛同いただきますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）次に、藤富美恵子議員の発言を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま総務文教常任委員長から報告がありました議第九十一号 平成二十一年度一般会計補正予算第三号の議定については、修正可決に賛成の立場から討論いたします。

委員長の報告は、修正可決でありました。私は、この修正案に賛成するものであります。

理由は、委員会でも意見が出されておりましたが、始めに四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、新施設基本構想策定業務委託料については、市は南阿太地区を第一候補地と言っておりますが、まだ地元説明が始まったところであり、地元自治会の同意も得ておりません。

五條市にとって必要な施設であることは重々承知しておりますが、余りにも拙速に計上された予算であると感じております。

また、六款商工費、一項商工費、四目公園管理費、設計業務委託料についても、まだ場所も確定していない中で、どの場所だったら何が作れるのかを確認するための二百五十万円であるとの説明でありましたが、財政が厳しい中、今、基本構想にこれだけの経費を投入することに賛成することはできません。そしてまた、この事業についても、地元との合意が十分ではございません。

いずれの事業も必要性は認識しており、事業自体に対して反対しているわけではございません。

しかし、このような政策にかかわるような予算は、市長の施政方針、平成二十二年度の施政方針を示される中で、当初予算に計上し、提案されるべきではないかと思っております。

よって、委員長報告のとおり、本件については修正可決とすべきであると申し上げ、私の討論といたします。

議員各位には、御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。  
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定についてを採決いたします。  
なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。  
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正についてを採決いたします。  
本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正についてを採決いたします。  
なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十五号 和解についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十八号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、修正可決であります。

お諮りいたします。本議案は委員長の報告のとおり修正可決とすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本議案は、委員長の報告のとおり修正可決されました。

引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま本議案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思  
いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よつて条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（川村家廣）次に、日程第二、議第七十六号、議第八十一号、議第八十二号、議第八十三号、議第八十四号、議第八十七号、議第八十九号、議第九十号、議第九十二号、議第九十三号及び議第九十四号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会益田吉博委員長。

〔厚生建設常任委員長 益田吉博登壇〕

○厚生建設常任委員長（益田吉博）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第七十六号、議第八十一号から議第八十四号、議第八十七号、議第八十九号、議第九十号及び議第九十二号から議第九十四号の十一議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十二月十五日の本会議において当委員会に付託され、十六日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定につきましては、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図るため、宇智野保育所で一時預かり事業を実施するため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、保育料基準額及び事業内容について質疑があり、「本事業については、既に平成十七年度から実施している状況の中で、基本的には半日又は一日単位が現状であり、保育料も県内他市に比べ低額である。また、事業内容の週三日限度等については、施行規則で柔軟性を持たせたいと考えている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及



び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めることなど、当局の説明により了承した次第でありませんが、委員から、憩の家の利用内容やマイクロバスについて質疑があり、「主にカラオケ教室に利用されており、老連単位クラブの会議、介護保険事業の元気あつぷ教室などにも利用されている。現在、マイクロバスは高齢者の生きがい対策に利用されているが、今後の運行形態は募集要項等において維持していただき、その内容については更に検討をしてみたい。また、現在の職員数は、正職員一名、臨時職員一名、バス運行をしている臨時職員一名の三名である。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、施設の管理運営について指定管理者制度を導入するため、施設の名称及び位置、指定管理者の指定の方法、指定管理者が行う業務及び利用条件等の必要な事項を定めることなど当局から説明がありました。委員から、指定管理者制度の導入によるメリットなどについて質疑があり、「経費削減により財政再建を行うという行財政改革の重要性とその目的達成のため、今回再度の提案となった。試算上は、一年間で約五千万円の経費削減になると考えている。修繕料については例年約二千万円の支出があるが、五十万円以下の修繕は指定管理者で対応してもらうことになり、大規模な修繕は、市で調査の上、設計・積算をすることになる。また、建て替えについては、現在、平成二十六年度の完成をめどにしていることなど二見地区に説明に行っているが、老朽化により毎年多額の修繕料の支出があり、隣接地の皆様からは早期の建て替え要望もあることから、遅きに失したと考えている。」等の答弁がありました。委員から、施設の建て替えを計画しているにもかかわらず指定管理者制度の導入を急ぐ意図が不明であるとともに、試算上の経費削減効果には大きな疑問を抱くものであるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正につきましては、小動物の火葬場使用料に個別火葬の区分を新しく設けるもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十四号 財産の取得につきましては、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業のため、小和町の山林外六〇、四三九・九二平方メートルを二億八千四百八十一万四千四百円で土地開発公社から取得するもので、基本的な考え方は、土地開発公社健全化計画の推進にあり、平成二十年度から四箇年で取得するうちの本年は二年目であることなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、四箇年計画の内容について質疑があり、「平成二十年度で二億八千四百四十六万五千五百三十三円、平成二十二年度で三億九千八百三十三万三千六百四十六円、平成二十三年度で二億一千九百五十五万八千九百六十円の合計十億八千六百三十九万八千八百五十九円になるが、事業の実施に当たっては、現状の山林を可能な限り残しながら、自然

と立地条件を生かした自然観察の場を整備して、人々の交流と憩いの場を提供することを目的とするものである。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき管理運営団体の募集を行い、本年十一月十三日に開催された指定管理者選定委員会において候補者を選定した結果、指定管理者として桜井誠文堂を、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、管理委託料などについて質疑があり、「委託料は一千五十万円。上限額は一千二百八十円で、あと一者は、一千二百八十万円であった。また、選定結果については点数を公表しているが、今後は、金額的な資料も提出したい。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理者制度導入に関する指針に基づき管理運営団体の募集を行い、本年十一月十六日に開催された指定管理者選定委員会において候補者を選定した結果、指定管理者として大塔地産加工組合を、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間、施設を管理する指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十号 市道路線の変更につきましては、県道橋本・五條線が市に移管されたため、市道御山四号線の御山町地内の起点並びに延長及び幅員を変更するもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ一億二千五百四十二万五千円を追加するもので、歳出予算の主なものは、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の追加一億二千五百万円、その財源として基金繰入金及び前年度繰越金等をもって賄う歳入歳出予算の補正で、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ百八十万円を追加するもので、簡易水道施設工事費八十万円及び水道組合補助金の追加百万円の財源として一般会計繰入金及び市債をもって賄う歳入歳出予算の補正並びに災害復旧事業を追加する地方債の補正で、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全

員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ五百五十万円を追加するもので、墓地建設事業費五百五十万円の財源として市債をもって賄う歳入歳出予算の補正並びに墓地建設事業の地方債の補正で、当局の説明により了承した次第であります。墓地用地にかかわって、開発業者との間の協定書関係について議論があり、午後三時五分に休憩をとりました。

午後三時二十四分に再開し、冒頭、委員から、現在の墓地建設計画について質疑があり、「市全体で約一千七百基の墓地が不足していると考えますが、現在、墓地候補地として西河内町では数百基にとどまるものである。また、関係自治会は、宇野・三在町自治会、富之里及び西河内町自治会であるが、西河内町自治会役員の皆様に対しては建設したい旨の申入れを行った。今後とも誠心誠意説明を行い、全体の調査を進めてまいりたい。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、可否同数となり、委員長裁決により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長(川村家廣) ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番(大谷龍雄) それでは、議長の発言許可をいただきまして、議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、委員長裁決で否決になりましたけれども、否決に対する賛成討論をさせていただきます。

皆さん方も御存じのように、衛生センターは、いわゆるし尿処理センターであります。そしてこの業務は個人の努力では解決できない、複雑そして困難な処理でありますから、国の法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、し尿処理につきましては、国県市町村の責任が明確にされているわけでありませう。

大切なことでございますので、五條市の責任はどのように明確にされているのかちよつと明らかにしておきたいと思ひます。

法律の第四条、五條市は「その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」と、こうなっておりますね。これに基づいて、現在の衛生センターは、正職員六名を配置して、そのうち資格者三名おりますけれども、市民サービスに努めているわけでありませう。

したがひまして、この業務は、奈良県下では、し尿くみ取りの業務も施設の管理も、市の直接の管理の下、職員が直営で行っているところがまだまだたくさんあります。しかし、五條市は早くから、し尿くみ取りの業務だけは許可業者で行い、衛生センターの管理そのものは市の職員で、直でやってきたわけでありませう。しかし、皆さん方も御存じのように、やはり重要な業務でありますとともに困難な業務でありますので、市民と衛生センターとの間で、処理料金や、そして業務に係るトラブルが、私も当選させていただいてからも二十八年になりますけれども、初めから起こっております。最近も、市民の皆さん方から困った相談を、私も受けたところでありませうけれども、そういうふうには、やはり大変大切な、市民サービスとして困難な業務であるわけでありませう。

したがひまして、先ほども申し上げましたように、まだまだこの奈良県下でも、し尿くみ取り業務も施設の管理も市が直営でやる、直接職員がやるというところがまだまだ多いわけですね。しかし、今回、衛生センターの建て替えも控えている中で、吉野市長から、またこれを指定管理者にするという議案が出されてきているわけでありませう。その説明では、指定管理者にすれば五千万円ぐらいの経費削減につながると、こうなっているんですけれどもね、私の計算では、この計算は誤りではないかというふうには思ひます。

説明します。

指定管理料の上限が、六千二百万円というふうには説明されていませう。これでいけば、削減は五千六十三万円になるというふうには説明されていませう。しかし、この削減額五千六十三万円の中には正職員六名分の給料四千二百万円。まったく指定管理者に移行すれば、即、この六名の職員分の四千二百万円がなくなるような解釈になっているわけですね。その解釈は、皆さん誤りです。正職員六名は定年に達しておられない方がおるならば、あと数年間はどっかの職場に配置して、職務に就いてもらわなあきませんからね。給料は、払い続けなければならぬわけですね。だから、指定管理者にすれば即人件費が要らなくなるという解釈は、大きな計算間違いです。

したがひまして、私は数年後の中で、職員の採用を抑えていけば、数年後にはそういうところへ近づくかもわかりませうけれども、即人件費六名分は

なくならないわけですね。そして同時に、指定管理者に渡すお金は上限として六千二百万円渡したとしても、プラス衛生センターが行ってあります処理に対する処理料、この料金はこの議案では指定管理者に渡すと、こうなっておりますね。指定管理者に渡すとなりますと、具体的には幾らかとなりますと、今の衛生センターは五條と吉野町の分を処理していますから、吉野町の分は除いて、五條市の分だけ渡すとなっております。大体、昨年度の決算で言いますと、吉野町と五條市の分を全部含めて、処理料は六千万ぐらい入っているのですね。そのうち吉野町に関する処理料は、四千万円ですね。だから、あと残り、五條市分の二千万円は、指定管理料六千二百万円にプラスして渡すわけですから、結論として、指定管理者に渡すのは大体八千万以上になるわけです。そして、六名の職員の分は、即給料を払わなくてもいいことにはならないわけです。数年間はどこの職場に配置して、仕事をしていただいて、払い続けなければいけませんからね。だから、やっぱり私は、年間で五千万円の経費削減になるという計算は不十分だというふうに判断しております。

同時に、この新しい処理センターの建て替えを、関係の皆さん方の同意をもらってせなしやないわけです。関係者の皆さん方の同意に基づいてその新しいセンターを建てた場合、そのセンターの管理については、今度は職員さんは何名要るのかということ、これはやはり、ほぼできてからしかわからないわけですからね。だから、その新しい処理センターの改築後、現在の六名よりも、五名でいける、四名でいけるかもわかりません。三名でいけるかもわからないわけですね。そして、もう指定管理者に渡さなくても、新しい処理施設ができて、現在の六名よりも少ない人件費でいけるのだしたら、その分だけ削減されるわけですから。今慌てて指定管理者にすることは、先ほど申し上げました計算上も不十分でありますし、目の前に新しい処理センターを造らなければならないという大きな課題を抱えた現在においては、余りにも根拠のない計算で、慌てすぎだと。

そして、市民サービスは良くなるとは考えられません。この数十年間の中で起こった課題を考えれば、指定管理者にして、民間の方にこの衛生センターの管理を任すことこその方が、市民との間のトラブルの解決に困難を来すというふうに、私は判断しております。

したがって、今回、厚生建設常任委員会でこの衛生センターを指定管理者にすることにつきましては否決になりましたけれども、この否決に対しましては心から賛同するものであります。以上です。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を議案ごとに採決いたします。

初めに、議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。

よって本議案は否決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第八十四号 財産の取得についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第八十七号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に、議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第九十号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）の議定についてを採決いたします。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）の議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。



お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に、日程第三、去る十一日に提出されました議第九十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九十五号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、お手元の追加議案書一ページから二ページを御覧ください。

本案は、常勤の特別職に支給される給与の抑制により市財政の一層の健全化を図るため、当該条例別表第一に規定されております副市長の給料月額に一〇〇分の二〇を乗じて得た額、すなわち現行給料から二〇パーセントの減額を行うものでございます。

なお、当該措置の期間は、平成二十二年一月一日より当分の間とした上、附則に規定するものでございます。以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（川村家廣）次に、日程第四、去る十一日に提出されました議第九十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第九十六号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。辰巳市長公室長。

〔市長公室長 辰巳信也登壇〕

○市長公室長（辰巳信也）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第九十六号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

誠に恐れ入りますが、お手元の追加議案書三ページから四ページを御覧ください。

本案は、教育長に支給される給与の抑制により、市財政の一層の健全化を図るため、当該条例本則第二条第一項に規定されております教育長の給料月額に一〇〇分の二〇を乗じて得た額、すなわち現行給料から二〇パーセントの減額を行うものでございます。

なお、当該措置の期間は、平成二十二年一月一日より当分の間とした上、附則に規定するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本議案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。

よって本案は、否決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第五、同第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）同第九号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）ただいま上程いただきました同第九号 五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、教育委員会委員でありました御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたことにより、後任の委員の任命について同

意を求めてまいりましたが、平成二十一年六月十六日で任期満了となりました。

その間、熟慮を重ねてまいりましたが、五條市の教育の充実発展のためにお力添えをいただける方は赤井氏以外にいないという思いでいっぱいであります。

よって欠員となりました委員の補充といたしまして、赤井 猛氏をお願いしようとするものであります。

同氏は、人格も高潔で、教育及び文化においても深い識見があり、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

御理解をいただきまして、何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）この件につきましては、今まで同様、退席して、採決に当たりましては棄権をさせていただきますので、申し上げます。

理由を申し上げます。大事なことでございますので、ちよつと正確に申し上げたいと思います。

御存じのように、教育委員の責任は、法律第三章第二十三条に明記されておりますように、学校の職員の人事に関する事、教科書その他の教材の扱いに関する事等々、教育委員会は大変重要な責任が課せられております。そしてその指揮監督の下に、教育長はすべての事務をつかさどるという責任を負わされているわけですね。だからこれは、教育委員、教育長の責任は非常に重いわけです。そういう教育委員の選任は、法律上はどうなっているかということも、もう御存じだと思いますけれども、もう一度申し上げておきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条、教育委員は、当該地方公共団体、五條市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、五條市の市長が、議会の同意を得て、任命すると、こうなっておるんですね。

この法律に基づいて、吉野市長は、ずっとこの間、十回出されてきているわけでありませぬけれども、十回否決された方ですね、この方は。だから、最初に戻りますけれども、教育委員会の責任、その下での教育長のこの重要な責任から考えれば、十回も否決される前に何とかして、この重要な教

育委員、教育長を作るために、吉野市長は、議長を窓口にも、議員との話合いの姿勢に努力すべきだと思います。しかし、この前の九月の決算委員会の中で明らかにされたように、吉野市長は、市長が提出した人事案件については、議会は賛成すべきだという見解を一般の方にも言っておったということですが、今私が読み上げた第四条の、議会の同意を得て任命するという、この正確な解釈は大変不十分ではなかったのかなというふうに思います。

そして、この議会が始まってから、教育委員の選任を一名したいということで説明があつて、その具体的な氏名を、この間、文書で各議員に渡されておりました。しかし、吉野市長自ら選任しようとしておったその方が、また吉野市長は取り下げているわけですね。この議会で起こったこの問題を見ただけでも、議会に出してくる教育委員の選任については、本当に多くの皆さんの意見も聞き、慎重に検討して出さなければ、今回のように、吉野市長が具体的な名前を出して各議員に示した後で、また取り下げなければならないという、こういうことになるわけですね。

こういう、今回の事態を考えましても、今まで十回否決された主な責任は、多くの責任が吉野市長側にあると、私は判断しております。そして、この重要な責任を持った教育委員、教育長を何とかして、もう早く選出しなければなりませんけれども、私はよく市長の側で検討し、そしてその思っている人事を、議長を窓口にも、よく話し合いも事前にされて、議員のすべての皆さん方に賛同してもらえらるような教育委員人事を次の議会を出されて、何としても次の議会では、議会の同意で教育委員を、教育長を実現できるようにすることを最大限求めまして、今回の人事につきましては、この間の十回の否決された方と一緒にございまして、退席して、採決に当たりましては棄権する次第であります。

議長におかれましては、取り計らいのほどをどうかよろしくお願い申し上げます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）私は、今までの吉野市長のこの任命責任というのは、非常に複雑な、また、いい加減なことをやってきたなと思います。

一番最初、十九年七月の臨時議会において、私はお二人に賛成をさせていただきました。そして、九月議会にまた出てきたので、私は議運におったのですから、市長に、今出してもまた否決になると違うのかと、そやから、今は下げて、十二月議会までに議員とよく相談してもらったかどうかと、こういう話をさせていただきました。ところが、反対する者はしたらええやんかと。そんなもの、私は議員に話しはようせんということですから、私は、そのときは大谷さんと一緒に退席をさせていただきました。そしてまた、十二月議会に同じことが出てきて、同じような話しをさせていただいたのですけれども、したらええと、反対せえと、反対したら笑われるのは議員だけやと、人事案件とはそんなもんと違うぞと言うたけれども、やはり出てきたので、そのときにも私は退席をさせていただきました。そして三月議会に、また出てきたのですね。ですから、亡くなられた方は誠

にお気の毒でございますけれども、私何一つあの人に不服も不満もありませんが、私は吉野市長に、賛成をしていたくように、みんなに根回ししたらどうかということをやったのですけれども、一つもしないという格好でままして、そして十回目も出てきて、そして亡くなられてすぐに、また、もう一人の方が出てくるということになりましたら、亡くなられた方の御家族、また、私たち、あの人に一番最初賛同させていただいて、ずっとつらい立場であっても、議員同士の中に入って、私は同じことをやってきたのですけれども。次回は別として、今回は亡くなった方に余りにも申し訳ない。そして、市長のこの無責任さを、私はあからさまに見せていただいた。ですから、今回は退席をさせていただきます。

○議長（川村家廣） 本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。（議場に声あり）

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり同意されました。（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。傍聴人は傍聴席において騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

この際申し上げます。

市長から提出をされておりました同第十号 五條市教育委員会委員の任命については、去る十八日付けで議案の撤回の申出があり、これを許可しております。

○議長（川村家廣） 次に日程第六、推第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） ただいま上程いただきました推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の中田良子委員の任期が平成二十二年三月三十一日をもって満了するため、再任をお願いいたしたく思っております。

中田氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、去る十一日に提出されました同第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 同第十一号 五條市監査委員の選任について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） ただいま上程いただきました同第十一号 五條市監査委員の選任につき同意を求めるところについて、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第九十五条の規定による監査委員のうち、議員のうちから選任されておりました川村家廣委員の任期が本年十一月三十日をもって満了したため、その後任の監査委員の同意を求めるところであります。

川村議員には在任中、鋭意五條市の在り方、合理的、効率的な監査に御尽力を賜りましたことに、厚く感謝を申し上げます。

さて、後任といたしましては、議会から推薦いただきました花谷昭典議員にお願いするもので、同議員は人格が高潔で、財務管理、事務事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第八、発議第十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。



○事務局長（川西敏美） 発議第十号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する。

平成二十一年十二月二十一日提出

提出者 五條市議会議員 太田好紀

賛成者 五條市議会議員 土井康嗣

〃 藤富美恵子

○議長（川村家廣） 提案の趣旨説明を求めます。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀） 議長から発言の許可をいただきましたので、発議第十号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

市長からは、昨年の十二月定例会以降、本年三月、更に六月と、三回にわたり議員報酬を二〇パーセント削減するための条例改正案が提案されました。

私はそのたびに、議員報酬は、二〇パーセントではなく、市長の給料と同じように三〇パーセントは削減するべきであるとの思いから、三〇パーセント削減する修正案を提出しましたが、前回の九月定例会で市長は、現在は三〇パーセント削減となっている自らの給料を元に戻してほしいとの条例改正案を提出されました。

同じ九月定例会で、五條市議会は、議員報酬について、「下げる方向で、改選後の議員に引き続き検討していただく。」とする、議会改革特別委員会の委員長報告を受けました。

私は、議員報酬については、まずは市長の給料と同じように三〇パーセントの削減をし、そこを出発点として、皆様から理解と納得が得られるように、更なる検討をしていく必要があると、この間、市民の皆様と直接お話をさせていただき、そのように痛感いたしました。

私は、市民の目線で私たち議員報酬のことを考えたときに、報酬は削減しなければならないと思っておりますし、それは、この場におられる議員全員が、そのように思っておられることと思います。

私たちを支持してくれた市民の負託にこたえるためには、まずは、私たちができることは、私たちの責任で行うべきであると考えます。そうでなければ、市民の皆様には、五條市議会を理解していただけないし、協力もしていただけないのではないかと思うところがあります。

市長からは、副市長、教育長の給料を二〇パーセント削減する条例改正案が追加提出されました。

また、十二月十日に発行された「広報五條」十二月号で、五條市役所の職員の給与が報告されましたが、ラスパイレス指数は五年前から比べても三・四ポイントも下がっており、資料に基づき県内十二市の職員の給与を比較しましたが、決して高いとは言えない、むしろ低いという内容でありました。

議会だけが何もしないということは考えられません。

市民に最も身近な政治家である市議会議員は、市民の目線で、市民の常識で、自らを判断することが何よりも大切であり、不可欠であると思っております。

よって私は、今回も、当分の間、議員報酬は三〇パーセント削減をし、その間に、そもそも私たち議会に求められている自己改革について様々な角度から検討し、その一つとして、再度、議員報酬はどのくらいが妥当であるかという結論を見出し出す必要があるのではないかと考えています。本文を改正するのではなく、附則の改正としたのは、それが理由であります。

議員各位には何とぞ御理解いただき、本案に御賛同いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、田原清孝議員の発言を許します。十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、私からは、ただいま太田好紀議員ほか二名から提出されました発議第十号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

五條市議会は、改選後の初議会である今議会で議会改革特別委員会を設置し、本市議会の様々な課題について検討するスタートを切ったところであります。

昨今、議会改革という名のもとで、議員定数や議員報酬の削減が盛んに決定されておりますが、これらについては、どのような根拠で決められるべきかを、我々議会としても議論していく必要性を感じております。

議会は、市長を始め執行機関をチェックするという立場にあることを再確認するとともに、政策立案機能を高めた議会に向かう改革こそが、求められるべき議会改革であると、私はそのように思うのであります。

御存じのとおり、我が五條市には多くの課題が山積しており、市民の皆様の負託にこたえるためにはますます積極的な議員活動が必要となってくるものと思われまます。

議員報酬は、単に安ければいいというものではなく、議会活動の支えとなる必要があり、すなわち、だれもが議員として活動できる条件整備が必要であり、議員が、議員活動に専念できるだけの収入は保障されなければならないと考えるところであります。

同時に、特別職の報酬については、昭和三十九年の自治事務次官通知を踏まえ、報酬審議会の意見も聞いていただき、本市にあった報酬というものの額を決定していく必要もあるのではないかと、このように考えているところであります。

市民の皆様の理解と納得を得て、安心して議員活動にまい進していくためにも、まずは議会改革特別委員会で議論を重ね、必要な手順を踏んでいく必要性を強く感じますので、ただいま議員から提出されました発議第十号については、反対の立場で、私の討論といたします。

どうぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川村家廣）以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立少数であります。  
よって本件は、否決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第九、発議第十一号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十一号 五條市立二見保育所の休所の中止を求める決議。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出するので、決議を求める。  
平成二十一年十二月二十一日提出

	提出者	五條市議会議員	田原清孝
	賛成者	五條市議会議員	大谷龍雄
〃			土井康嗣
〃			花谷昭典
〃			峯林宏政
〃			益田吉博
〃			池上輝雄
〃			藤富美恵子
〃			太田好紀
〃			堀川浩美
〃			吉田雅範
〃			福塚実

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十二号 五條市立二見保育所の休所の中止を求める決議について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず初めに、その案を朗読いたします。

五條市立二見保育所の休所の中止を求める決議（案）

吉野晴夫五條市長は、本年十月二十八日の厚生常任委員会で、五條市立二見保育所を平成二十二年四月一日から休所すると発表がありました。市が保護者に説明したのは十月八日であり、地元自治会に説明したのは翌日の十月九日である。

その後、二見地区自治連合会から、二見保育所の休所について十月二十日と十二月十四日に、それぞれ「要望書」「二見保育所の休所の中止を求める陳情書」が、市長あてに提出されており、十二月十四日付けの「二見保育所の休所の中止を求める陳情書」は、議長あてにも提出されたところであります。

そのような状況の下、市は、十一月十日発行の「広報五條」十一月号に、二見保育所を休所するため園児募集は行わないとする内容の記事を掲載し、市内全世帯に配布した。

このような市の対応は、行政に対して市民の不信を招いており、今後の市民生活にも深い影響を与えるものである。議会は、この間の市長の対応については余りにも独善的かつ性急すぎると言わざるを得ない。

市長は、即刻二見保育所の休所を中止した上で、地元自治会の意見も聞きながら、更に協議を重ねるべきである。

よって、五條市立二見保育所の休所を中止するよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十一年十二月二十一日

五條市議会

どうぞ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、堀川浩美議員の発言を許します。四番堀川浩美議員。

〔四番 堀川浩美登壇〕

○四番（堀川浩美）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号 五條市立二見保育所の休所の中止を求める決議について、賛成の立場から討論いたします。

ただいま田原議員から、決議文の内容と提案理由の説明を受けました。

二見保育所は、園児数の減少に対応して休所することとありますが、二見保育所は、例え少数人数ではあっても、保育士の皆さんが園児一人一人の表情を見ながら、愛情たっぷりに保育していただいていると聞いております。

また、二見保育所のアットホームな環境を望んで、自分の子供を入所させておられた保護者の皆さんもあつたと聞いております。

「三つ子の魂百まで」ということわざがありますように、幼児期の教育は何よりも大切であり、このような環境で子供を育てることこそが大切であると考えております。

よって私は、今回の二見保育所の休所については、同意できません。決議案のとおり、二見保育所の休所を中止するよう求め、本決議案に対する私の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本件は、決議案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十、発議第十二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十二号 奈良県立五條病院の充実を求める意見書。

標記のことについて別紙のとおり提出するので、決議を求める。

平成二十一年十二月二十一日提出

提出者 五條市議会議員

賛成者 五條市議会議員

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	田	太
塚	口	田	川	富	上	田	山	峯	花	土	大	田	原	好
実	耕	雅	浩	美	輝	吉	澄	宏	昭	康	龍	清	孝	紀
	司	範	美	恵	雄	博	雄	政	典	嗣	雄	雄	孝	紀

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。五番太田好紀議員。

〔五番 太田好紀登壇〕

○五番（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十一号 奈良県立五條病院の充実を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

まずは初めに、その案を朗読いたします。

奈良県立五條病院の充実を求める意見書（案）

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上に向け、公的医療機関でなければ対応することが困難な、多くの不採算医療を担っています。

また、近年は、医師不足、医師の偏在問題のほかに、度重なる医療制度改革や診療報酬の見直し等によって厳しい経営を強いられ、診療科の縮小、廃止に追い込まれるなど、一層深刻な事態となっており、奈良県における医療現場も例外ではなく、地域の課題解決に向けて鋭意御尽力いただいております。奈良県に対しては、敬意を表するものであります。

一方、本市のような地方小都市では、地域活性化への取組を推進してはいるものの、長引く景気低迷の中、少子高齢化や人口減少は切実な問題となっておりあります。

特に、人口減少問題は、地域活動にも支障を来す深刻な問題であることから、若年層の定住施策など、定住環境を整備しながら、人口の流出に歯止めをかける施策を展開しなければならず、取り分け全国的な産科医や小児科医の不足は新たな社会問題として、出産・分べん体制と小児救急医療体制の充実といった、若者世代の定住環境に深刻な影響を及ぼしております。

将来にわたり地域経済を支え続ける若年層の流失を食い止めることは、奈良県内においても、特に人口減少が著しい南和地域の安定には不可欠であると考えます。

一方、高齢世帯、高齢単身者が増加している中、地域で充実した医療を受診することが一層求められており、南和地域の中核病院である奈良県立五條病院は、本市の住民が安心して地域で住み続けるためには、なくてはならない病院となっております。

このたび奈良県が作成された「奈良県地域医療再生計画Ⅱ」にも示されておりますように、南和地域は、県内で最も医療機関の少ない地域であり、全国的に見ても、県内の他の地域に比べても、医師数、診療科数、看護師数、助産師数すべてにおいて低い水準となっており、計画の目標である「



地域医療の質の確保」達成のためにも、奈良県立五條病院の充実に向け、対策を講じられるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月二十一日

#### 五條市議会

私はこの間の選挙活動を通じて、多くの市民の皆様が五條病院の充実を強く求めておられることを改めて痛感いたしました。

このことは、五條市総合計画の中でも、基本計画には、現状と課題として、「五條病院の医療体制の充実が急務であり、特に産科の再開が強く求められています。」と、このように明記されております。

また、奈良県が十一月六日に厚生労働省に提出されました奈良県地域医療再生計画には、奈良県を北和地域と中南和地域の二つに分け、それぞれ二十五億円のプランが示されました。

取り分け南和医療圏は、県内の他地域と比較しても、医師数、診療科数、看護師数、助産師数のどれをとっても低い水準であり、格差は歴然としております。

市民の皆様が、五條市で安心して生活し続けるためには、五條病院はなくてはならない病院であり、五條病院の充実が不可欠であると思います。私は、まずは議員として、できることを実行していくべきであると考え、今回、この意見書を提出することにいたしました。

可決されましたら、この意見書は、奈良県知事を始め奈良県議会議長並びに地元選出議員などに提出していただきたいと思っておりますが、その取扱いにつきましては、先例により議長に御一任したいと思っております。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、発議第十三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第十三号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書。

標記のことについて別紙のとおり提出するので、決議を求める。

平成二十一年十二月二十一日提出

提出者	五條市議会議員	峯	林	宏	政
賛成者	五條市議会議員	益	田	吉	博
〃	〃	花	谷	昭	典
〃	〃	池	上	輝	雄
〃	〃	太	田	好	紀
〃	〃	堀	川	浩	美

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。十一番議会運営委員会峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十三号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書につきまして、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが間もなく最長交付期間の三十年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危ぐされる。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとしてこれまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には、水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成二十二年末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去三十年間にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成二十三年以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引上げなど交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月二十一日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し意見書を提出することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（川村家廣）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

○議長（川村家廣） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、平成二十一年度五條市各会計補正予算など重要案件の審議に終始御熱心に御精勵賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもなく、地方自治体を取り巻く財政事情は極めて厳しいものがあり、理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議及び各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精勵くださいますようお願い申し上げます。

さて、本年も残すところあとわずかとなっております。各位には殊の外御多忙のことと存じますが、時節柄くれぐれも御自愛をいただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。

申し遅れましたが、私今回議長に選任いただき、また円滑な議会運営に多大の御協力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

何分微力ではございますが、今後とも各位の御指導、御協力のもと、精一杯努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございます。

市長から閉会のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 平成二十一年第四回十二月定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、御出席をいただき、慎重審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案の一部を除き、原案どおり可決、同意をいただきましたことに、心から御礼を申し上げます。次第でございます。

今議会は、市議会議員選挙後の議会ということで、正副議長選出を始め委員会の構成など、決定していただく事項がたくさんございました。

冒頭におきまして臨時議長をお務めいただきました堀川浩美議員には、大変御苦労をおかけいたしました。

また、今議会におきましては、川村家廣議長を中心とした市議会の新体制を決めていただき、本市の更なる飛躍と発展に向けて新たなスタートを飾

っていたくことになりましたので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

ことしも残すところ、あとわずかとなりましたが、議員各位には年末年始多忙な日が続くことと存じますが、どうか健康には十分留意をいただき、ますます御活躍を賜りますようお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（川村家廣） これをもちまして平成二十一年五條市議会第四回十二月定例会を閉会いたします。

午後三時一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 川 村 家 廣

署 名 議 員 堀 川 浩 美

署 名 議 員 福 塚 実

署 名 議 員 山 口 耕 司

署 名 議 員 吉 田 雅 範